

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	39 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	過年度包括外部監査の措置状況等 (2)借地での施設運営 公立保育所・幼稚園・認定こども園において、借地部分を有する令和元年包括外部監査時に確認された渡利保育所、笹谷保育所、余目保育所及び平野保育所の4施設中、渡利保育所を除く3施設は市の教育・保育施設の再編成計画により市有地による施設運営が検討されている状況にある。また、渡利保育所については借地契約が継続する可能性があるが、保育所の設置以来、長期にわたり借地による施設運営による支障がなかったこと、現在も契約の安定性を阻害する要因が見受けられないことから、直ちに契約の安定性が危惧されるところではないものの、公共施設の安定的な運営のため、市としても引き続き借地契約の安定性については注視していくことが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	借地契約の安定性の確保につきましては、引き続き十分に注視してまいります。 福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針において、借地部分を有する4施設のうち笹谷保育所、余目保育所、平野保育所については統廃合とし、市有地への新たな認定こども園の整備を予定しているほか、渡利保育所につきましても、令和10年4月に私立認定こども園の新設等による民間移行を予定しております。その後、施設の解体整地を行った上で土地を返却し、借地契約の解消を予定しております。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	41 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	過年度包括外部監査の措置状況等 (3)公立保育所の施設別収支の把握 市では年度毎の施設別収支は作成してはいるものの、年度別、施設別、項目別比較や経営比率等による経営状況把握については行われておらず、数字を最大限に活用できていない。施設ごとの経営状態は必ずしも均一ではないはずであり、施設別収支は単に数字を見るためだけではなく、その数字を活用し施設の損益構造を可視化することにより原因分析と対策立案を適時適切に行うことができる。市として施設の経営構造を把握し、例えば独立行政法人福祉医療機構が毎年公表している「保育所および認定こども園の経営状況について」等を活用し、他県・市等との比較情報も踏まえ、収支を分析し経営管理に活用していくことが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	公立保育所の施設別収支については、令和6年3月策定の福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針の策定時に活用し、老朽化対策とコスト低減のため地域の教育・保育需要が継続的に見込まれる場合は、民間活力の積極的活用として受け皿の民間移行を検討することとしました。しかしながら、公立保育所をはじめ市立幼児教育・保育施設は令和5年3月に策定したあり方指針において、今後の役割として、市内全体の幼児教育・保育の質の向上、確保を図る「拠点」の役割、多様な保育ニーズに応え提供する役割、幼児教育・保育の受け皿確保など、行政としての役割を担っております。施設別収支を把握し、損益措置の可視化等で原因分析や対策立案することはコスト低減のためには重要と考えますが、「子育てするなら福島市」を目指すため、公共の福祉の観点を踏まえた市立施設の役割を果たしてまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	44 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	過年度包括外部監査の措置状況等 (4)市立幼稚園の施設別収支の把握 市では年度毎の施設別収支は作成してはいるものの、そこから年度別、施設別、項目別比較や経営比率等による経営状況把握については行われておらず、数字を最大限に活用できていない。施設ごとの経営状態は必ずしも均一ではないはずであり、施設別収支は単に数字を見るためだけではなく、その数字を活用し施設の損益構造を可視化することにより原因分析と対策立案を適時適切に行うことができる。例えばこども家庭庁で公表している「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」等を活用し、他県・市等との比較情報も踏まえ、収支を分析し経営管理に活用していくことが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	市立幼稚園の施設別収支については、令和6年3月策定の福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針の策定時に活用し、老朽化対策とコスト低減のため地域の教育・保育需要が継続的に見込まれる場合は、民間活力の積極的活用として受け皿の民間移行を検討することとしました。しかしながら、公立保育所をはじめ市立幼児教育・保育施設は令和5年3月に策定したあり方指針において、今後の役割として、市内全体の幼児教育・保育の質の向上、確保を図る「拠点」の役割、多様な保育ニーズに応え提供する役割、幼児教育・保育の受け皿確保など、行政としての役割を担っております。施設別収支を把握し、損益措置の可視化等で原因分析や対策立案することはコスト低減のためには重要と考えますが、「子育てするなら福島市」を目指すため、公共の福祉の観点を踏まえた市立施設の役割を果たしてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	44 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	過年度包括外部監査の措置状況等 (5)施設別収支状況の正確性の検証 監査時に入手した「令和6年度 市立幼稚園施設別収支状況」を確認したところ、歳出の一部項目について集計漏れが発見された。入力後に複数人でのチェックする体制を構築する等、集計漏れがないよう内部管理体制の強化についても検討する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 「令和6年度 市立幼稚園施設別収支状況」で歳出の一部に漏れが発生したのは、担当者のみで集計確認したことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度より、施設別収支を作成する際には、複数人で確認することとし、集計漏れが生じないよう内部管理体制の強化を図りました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	52 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	過年度包括外部監査の措置状況等 (6)児童手当返還金の債権管理台帳の整備 今回サンプルで確認した児童手当過誤払金返還台帳について、「債権の徴収に係る履歴」(福島市債権管理条例施行規則第4条における債権管理台帳記載項目)という項目があるものの空欄であった。徴収履歴の記載が適切になされない場合、口頭や電話での案内を誰が、いつ行ったか、財産調査や分納相談をどう行ったか等、実施した事実を後から説明できず、実質的な管理状況が確認できないだけでなく、担当者間の引継ぎも円滑に行えないことになる。この台帳は、債権の発生から回収までの状況を一元管理するための管理台帳であることを理解し、必要とされる記載を徹底する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 過誤払が発生したときに台帳を作成し、印刷したものを綴って保管しており、徴収履歴については、手書きで追記していたため、追記が漏れてしまったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 児童手当過誤払金返還台帳については、福島市児童手当等過誤払金収納管理要綱において様式が定められており、債権の徴収に係る履歴の詳細まで記載するスペースが少ないため、令和7年度より、台帳へは「別途債権者調査表に記載」とし、債務者との徴収に係る折衝等の詳細を都度記載し、債権を適切に管理しております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	60 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	児童手当 ① 制度改正前の申請書類について 令和6年10月の制度改正により特例給付は廃止となっている。現行制度に合致した書式では、確認すべき事項が異なる部分もあるため、各支所に旧書式の書類があるかどうかを再度確認し、廃棄等の処分をする必要がある。 なお、こども政策課からは、2024年10月1日付け各支所・出張所、市民課総合窓口児童手当担当者宛に旧申請書の破棄を依頼するメール文書を発信しているため、発信された文書による対応が徹底されていない。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 制度改正時、各支所・出張所、市民課総合窓口旧申請書の破棄を依頼していたが、一部の支所において廃棄されていなかったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和8年4月16日に再度、旧申請書の廃棄を依頼し、旧書式を使用していた支所へは直接廃棄していることを確認しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	60 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	児童手当 ② 算定対象区分について 新規認定請求では、加子加算カウントの可否を判定する際に児童の兄弟等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を判定する区分があり、算定対象の場合に○となっている。書類によっては、該当しない場合に×として記入している場合もあり、書式の取扱いが統一されていない。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 職員の認識不足が原因です。 〔措置した内容と時期〕 マニュアルに取り扱いについての記載がなかったため、算定対象とする場合に○を記載するようマニュアルに追加し、令和7年度に算定対象区分に×を記載しないように係内打合せを行い、書式の取り扱い方を再確認いたしました。今後につきましても、人事異動の引継ぎを通して周知徹底を図ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	60 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	児童手当 ③ 給食費の回収について 児童手当の支給に当たっては、支給対象者について給食費が未納となっている場合は徴収することができることとなっているが、福島市教育委員会から未納給食費の情報提供等が無いこと、徴収に当たって申立書が必要なこと、将来的に給食費の無償化が検討されていること等の理由で徴収実績はない。 給食費については、就学援助費として学校給食費等の費用を一部支援する制度もあるが、回収は促進されていない。今後は、福島市教育委員会と連携して未納給食費の解消に向けて対応する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 徴収にあたっては、未納者からの申立書が必要であり、未納給食費の情報を把握している教育委員会との連携不足が原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和8年4月より市立小中学校の学校給食費が完全無償化になったことから、未納給食費の対応はなくなりました。 過年度分について支払いがない未納者がいる場合には、教育委員会との連携を図り対応してまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	61 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	児童手当 ④ 回収管理と不納欠損について 市は、電話や訪問による催促は実施しているが、督促状を送付してもなお返納がない場合について、催告状は送付していない。また、債権毎に台帳管理しているため、発生事由別に区分管理はしておらず、納期限を過ぎた場合の延滞金の加算も行っていない。 督促をしても反応がなく、返済期限延長承認申請等も行っていない納付義務者がいる場合については、時効期間が経過する前に法的手段への移行を検討すべきである。また、返済期限延長承認申請をしたものの、履行されていない場合は、その理由や所得、資産状況、生活状況を確認した上で、分割返納の見直しをする等、今後積極的な回収を進める必要がある。		
現行の対応を継続する理由	定期的に納付書を同封した返還金支払通知書の送付、電話催告、市内在住の方であれば訪問しております。非強制徴収公債権のため、支払督促や訴えの提起など裁判所による手続きが必要なため、費用対効果も勘案しながら対応してまいります。また、不正に受給していたという「不当利得の徴収」に該当する場合には、法令に則り適正に対処してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	66 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	児童扶養手当 ① 添付書類について 書類の取扱いについてはマニュアルでは詳細に記載されていないが、児童手当マニュアルでは「コピーは、記号・番号をマスキング(黒ペンで塗りつぶす等)」と記載がある。 今回、申請時の書類を確認したところ、健康保険被保険者証、福島県国民健康保険資格確認書について、記号・番号のマスキングが不十分となっており、容易に読み取れる状態となっているものがあつた。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 マスキングする必要性や重要性は認識しておりましたが、多くの件数を処理する中で注意不足が原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度に児童扶養手当マニュアルへ「コピーは記号・番号をマスキング(黒ペン等で塗りつぶす等)」と記載し、係内打合せにおいて周知徹底いたしました。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	66 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	児童扶養手当 ② 債権管理と不納欠損について 債権管理については、児童手当に記載したとおりであるが、児童扶養手当については平成17年度に調定した金額も残存している状況で、不納欠損処理を行う要件を満たしていないことによるものである。債権管理に係る費用負担を考慮し、令和6年度中に返納が全くない債権については、回収にあたって、更に進んだ特別な対応(催告状の送付、訴訟等)が必要と考える。		
現行の対応を継続する理由	定期的に納付書を同封した返還金支払通知書の送付、電話催告、市内在住の方であれば訪問しております。非強制徴収公債権のため、支払督促や訴えの提起など裁判所による手続きが必要なため、費用対効果も勘案しながら対応してまいります。また、不正に受給していたという「不当利得の徴収」に該当する場合には、法令に則り適正に対処してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	68 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	令和6年度児童手当制度改正に係る電算業務委託(対象者抽出) ① 業務担当者通知の明確化について 現在の業務担当者通知は、業務に関する実務経験年数・職歴が記載されているが、これは業務責任者の記載と読み取れるため、副担当者についても個別具体的に記載した通知の作成を発注者に依頼しておくことが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 仕様書で明確に示していないことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度において、体制等要件の副担当者についても資格要件を明確に記載されるよう仕様書のひな形を修正し、副担当者も含めた実務経験年数・職歴を記載した別紙を提出してもらうようにいたしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	70 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	令和6年度児童手当制度改正に伴う福島市保健福祉総合情報システム(児童手当)改修業務委託 ① 契約履行確認書類について 何れの業務においても、データ反映等作業チェックシート、議事録兼報告書が受注者から提示されているが、市の取扱(記入、捺印)が異なっている部分がある。該当する書類が仕様書において明示されていないため、当該書類が必要書類か否か特定することはできないが、市の担当者が確認したことを文書で明確にしておく必要はある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 受給者から提出された、仕様書に定められていない書類の取扱いについて、係内で認識の相違があったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度の係内打合せにおいて、受注者から提示された書類については、統一された取り扱いとなるよう係内で情報を共有いたしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	76 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	ファミリーサポート事業委託 ① 委託先の実態把握について 子育て援助活動支援事業は、本来、市が事業主体となって行う事業であるが、豊富な経験とノウハウを持つ事業者に委託することで「病児・緊急対応強化事業」の更なる充実と拡充を図ることができるため、特定非営利活動法人こども緊急サポートふくしま(以下「NPO法人」という。)へ業務委託を行っているものである。しかし、NPO法人側で適正な人件費を計上していなかったことにより、令和4年度(2022年度)から百万円単位の当期正味財産増減差額が計上されている。市では、令和5年度より委託先である当該NPO法人への立入検査を行っているとのことであるが、決算報告書の確認は行っていなかったため、要因の把握は出来ていなかったとのことである。 今後は、委託先の決算報告書にも目を通し、異常点の有無を把握して適切な指導を行い、適切なサービスの提供に努める必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 当該事業は、子ども・子育て支援交付金の基準額に準拠した委託料としてしています。現地調査で適切な事業運営を確認できているため、収支が赤字となっている場合などを除いて委託料の詳細な使途まで確認していなかったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 当期正味財産増減差額が過大となっている要因として、委託法人代表者の報酬等の人件費が、著しく低い水準にあったことから、適正な報酬水準となるよう指導を行いました。 その結果、令和7年度決算報告書において、令和4～6年度と比較して改善が図られていることを確認しています。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	78 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	児童センター運営補助金 ① 決算書(抄本)と拠点区分資金収支計算書の差異について 市は、児童厚生施設(東浜児童センター、野田児童センター)を運営する社会福祉法人福島福祉施設協会に対して運営費補助金を交付している。市は、補助金の実績報告として当該法人から決算書(抄本)の提出を受け、また、補助金の交付確定のため拠点区分資金収支計算書を入手し、決裁を行っている。しかし、両者には以下の差異があるが、市はその原因について検討を行っていない。 両者は、作成時期が原因で若干の差異が生じる可能性があるが、いずれも交付した補助金が正しく使われているか確認するために入手しているものであるため、両者に多額の相違がないかどうかの比較検討を実施すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 差異の主な原因となっている役員給与支給分について、補助事業者の決算書ではなく、別紙で確認を行っていたことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 役員給与支給分についても、令和7年度分より役員本部の拠点区分資金収支計算書の提出を依頼し、他の経費と同様の確認を実施することとしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	80 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	児童センター運営補助金 ③ 補助金の妥当額の検証方法について 交付された運営費補助金の使途の妥当性を検討するためには、補助金申請時の支出予算と、これと同等の基準で集計した実際の支出額を比較する方法が望ましいが、市はこれを実施していない。補助対象外の経費に補助金を利用されることが無いようにするため、どのような方法が良いか検討を行い、実行に移す必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 支出額について、実績報告時に補助事業者より提出された決算資料のみで確認を行っていたことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度当初より、補助事業者から支出予算が明示された資料の提出を受け、決算資料と比較することにより、使途の確認をすることとしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	83 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	地域子育て支援拠点事業委託 ① 入手した収支決算書の内容の把握について 当該事業は、複数の社会福祉法人と福島市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき地域子育て支援拠点事業の実施についての委託契約を締結している。現状、市は子育て支援センターみんなの家の収支決算書の支出項目が、地域子育て支援拠点事業に関するものであるかを把握していないとのことである。当該委託事業が適切に実施されているか、及び受託者側でコスト削減努力が行われているかどうかを適切に評価するため、受託者から入手した収支決算書の内容を分析し、収支状況を把握する必要がある。そして、公開情報等と不一致がある場合には、その原因も究明する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 当該事業者が本市に提出する収支決算書について、正しいものとして確認を行っており、HP公表資料の確認まで行っていなかったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 市に提出された収支決算書については、今般の指摘を受け地域子育て拠点事業に係る委託分のほか、地域子育て支援センターにおける民間の助成事業分を含めてご報告いただいていることを確認しました。 また、助成事業は消費税の課税対象であります。市へご提出いただいた収支決算書が税込みである一方で、公開資料については税抜きで会計処理が行われているため、地域子育て支援拠点事業の収支決算書との間に差異が生じていたことを確認・分析済みです。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	86 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市児童公園の施設管理委託 ① 運営協議会について 基本協定書第46条第1項において、本業務を円滑に実施するため、情報交換又は義務の調整を図る運営協議会を設置すること、同条第2項において運営協議会のメンバーには関連する企業、団体、外部有識者、市民等に参加させることができる旨が規定されている。 毎年度、指定管理者施設モニター委員会を開催(令和6年度:令和6年10月10日 児童公園会議室)しており、この委員会において、指定管理者や本市の関係者、外部の有識者、市民と現地にて意見交換を行っていることもあり、運営協議会への市民等の参加実績はない。必要に応じて運営協議会においても委員会メンバーが参加することとしているが、令和6年度の指定管理者運営協議会では、指定管理者と市こども政策課担当者による協議のみで、他の参加者は出席者にはいない。 必須ではないものの、 i) 今後は当事者以外のメンバーを含めた運営協議会の開催を検討する ii) 指定管理者施設モニター委員会を以って運営協議会とする iii) 運営協議会に指定管理者施設モニター委員会からの意見を反映させる 等の方法で、多方面の参加者が運営に関わっていることを明確にした方が望ましいと考える。		

講じた措置の内容

〔当該事項が発生した原因〕

毎年度、指定管理者施設モニター委員会を開催しており、この委員会において、外部の有識者、市民と現地にて意見交換を行っているため、運営協議会への再度の参加は必要ないと考えていたことが原因です。

〔措置した内容と時期〕

令和7年度以降は、指定管理者施設モニター委員会における主な意見について、指定管理者運営協議会において報告・共有するとともに、会議録等を指定管理者へ送付することで、意見の詳細が運営に反映されるよう対応しました。

今後もこの取り組みを継続してまいります。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	92 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市放課後児童健全育成事業業務委託 ① 委託先のモニタリングについて 市は、各児童クラブの運営事業者から委託契約の結果報告のため、児童クラブ収支決算書等を含む放課後児童健全育成事業実績報告書を毎年入手し、各クラブが支出超過になっていないかという観点から、市側でモニタリングを実施している。また、2年に1度、児童クラブの半数について現地調査を行っており、関係帳簿の閲覧を実施している。 今後、前年度実績額や予算額を入れて形式を一本化するのであれば、厳格な比較検討を実施していただくとともに、事業者側で保管している収支計算書との再検証についても徹底していただくことが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 現地調査等で適切な事業運営を確認できており、収支が赤字となっている場合などを除いて収支決算書の詳細な使途まで確認していなかったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度の収支決算書から様式を一本化したことに伴い、令和7年度分の事業者間の比較検討を実施しました。令和8年度以降は前年度実績額や予算額との比較検討をこれに追加して実施します。 また、異常値等については、事業者が保管する収支計算書との照合を行い、令和8年度の学童クラブの現地調査で確認しております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	92 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市放課後児童健全育成事業業務委託 ② 福島市放課後児童健全育成事業実施要綱等の記載について 本事業の実施要綱の第8条関係帳簿に、児童クラブとして備える書類が明記されているが、保護者の就労証明書等の書類に関しては明記されていない。クラブで必ず確認しているとのことではあるが、本事業は、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童」を前提としている観点から就労証明書は重要な書類であり、実施要綱において保管すべき書類として明記した上でその備え置きの徹底を意識させる必要があると考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 本市がホームページ公開している「福島市放課後児童クラブ運営の手引き」において、就労証明書の提出を義務化しており、利用申込書は5年間保管が必要な文書と記載していました。 利用申込書と就労証明書はセットであるため、運営の手引きへの記載で保管期限を明記できていると整理していたことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 就労証明書については、保管すべき書類として令和8年度の実施要綱を改正しました。 また、「福島市放課後児童クラブ運営の手引き」において、就労証明書は完了年度の末日から5年間保存することを明記しました。 さらに、年度末に開催した福島市放課後児童クラブ代表者会議においても、各放課後児童クラブ代表者に対し、書類の適切な保管及び保存期間について周知を図っています。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	93 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市放課後児童健全育成事業業務委託 ③ 面積基準の遵守 新制度により国は児童クラブの基準を定め、運営上満たす基準(内容、規模、職員体制、開所日数・時間、施設・設備等)が明確化された。しかし、いつまでも基準に準拠しない状況も許容されるものではない。市は、待機児童対策を優先するためとしているが、今後は利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保や新規の施設整備等を行い、その実施に当たっては面積基準にも十分留意する必要があると考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 待機児童対策を優先するため、児童の安全確保ができる場合に限り、学童クラブと協議のうえ面積基準に準拠しない運営も認めてきたものです。 〔措置した内容と時期〕 放課後児童クラブの利用動向を注視しながら、基準に準拠した運営の推進を図るため、令和6年度より学校施設をはじめとする公共施設の活用調整を進めており、令和7年度には、小学校校舎内への放課後児童クラブの増設や、令和8年度には、民間施設から小学校に隣接する閉園幼稚園舎へ、既存の放課後クラブの移転を実施したところです。 また、令和8年1月19日に実施した次年度の登録児童等状況調査を踏まえ、クラブ間の登録児童の調整を行うなど、あわせて対応を図っております。 今後とも、これらの取り組みを継続し、基準に準拠した運営となるよう努めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	94 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	福島市放課後児童健全育成事業業務委託 ④ 支援の単位に関する基準の遵守 市では福島市放課後児童クラブ運営の手引きにおいて、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40名以下としている。しかし、96クラブ中、登録児童数が40名を超えている施設は43クラブとなっており、70名以上のクラブも2クラブある。 今後は前述した③面積基準の遵守と同様に対策を取る他、厚生労働省のQ&Aに記載する、1クラブの中をパーテーションで区切る等により、複数の支援の単位に分割する方法等も検討し、是正を図ることが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	ご指摘いただいたクラブについては、民間学童保育施設から委託による放課後児童クラブへ移行した経緯等があり、移行当初より市が定める定員を大幅に超過して児童を受け入れておりましたが、利用児童が他のクラブへ移ることによる環境変化への影響に配慮し、学童クラブと協議のうえ、経過措置期間を設けて運営しているものです。 現在は、安全な保育環境の確保に十分配慮しながら運営を行っており、今後は利用状況や地域の受入体制を勘案しつつ、毎年度前年度未満の登録児童数となるよう適正化を図り、適切な運営に努めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	95 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市放課後児童健全育成事業業務委託 ⑤ 補助金の支出実績の把握 事業実績及び収支決算書を市に提出することとしているが、提出する収支決算書については特定のフォーマットはなく、各事業者が年度毎に作成している収支決算書を提出している。市は、一定のフォーマットの収支決算書を作成し、各事業者に報告を求めるように進めているが、現状ではいくら補助金が支出されているか明確に把握できていない状況である。 今後は、支給した補助金と補助金の支出実績が一致していることを確認できるよう、一定のフォーマットの収支決算書に基づく報告を受けるようにする必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 委託料や各種補助金については、実施要綱に基づき審査しており、収支が赤字となっている場合などを除いて収支決算書の詳細な用途まで確認していなかったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度から放課後児童健全育成事業に係る収支決算書について統一的なフォーマットを作成し、各運営事業者から同一基準による報告を求めることとしました。これにより、人件費や処遇改善に係る経費の執行状況を適切に把握するとともに、補助金が事業目的に沿って適正に使用されているかを確認し、適正な運営確保の確認に努めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	97 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市放課後児童健全育成事業家賃補助 ① 補助事業に関する効果測定の実施について 昨今の物価高騰を背景に、家賃についても見直しが行われるケースが生じている。市は家賃補助額に上限を設けているものの、補助金の効果測定が実施されていない状況では、当該補助額が適正な水準であるかを十分に検証できていないと考えられる。当該補助金は市の一般財源を用いて実施されていることを踏まえ、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 当該補助金は市の一般財源であり、厳しい財政状況が示されるなかで予算増の余地はないものと判断していたことに加え、本市においては、放課後児童クラブから提出される賃貸契約額に増額がなかったことから現状維持としてきました。また、家賃等の負担額を軽減するために学校施設内の余裕教室の利活用について関係部署と協議・推進してきたものです。 〔措置した内容と時期〕 令和8年6月に各放課後児童クラブを対象としたアンケート調査を実施し、補助事業の効果測定を行いました。 今後は、効果測定の結果を踏まえ、事業の評価及び改善に向けた検討資料として活用してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	100 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金 ① 補助事業に関する効果測定の実施について 補助金の効果測定が実施されていない状況では、当該補助額が適正な水準であるかを十分に検証できていないと考えられる。 各放課後児童クラブが、当該補助金の趣旨を理解し、指導員の処遇改善を図るために当該補助金を十分に活用しているのか、そして処遇改善の結果が児童と密接に関わる支援員の定着に繋がっているのか、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 補助制度の活用方法、申請方法について、個別の相談会等を実施し趣旨の理解を促してきました。当該事業は、子ども・子育て支援交付金に準拠しているため、制度の枠組みの中で活用を推進してきたものです。 〔措置した内容と時期〕 令和8年6月に各放課後児童クラブを対象としたアンケート調査を実施し、補助事業の効果測定を行いました。 今後は、効果測定の結果を踏まえ、事業の評価及び改善に向けた検討資料として活用してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	102 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金 ① 補助事業に関する効果測定の実施について 昨今では急激な物価高騰により、市民生活は厳しい状況にある。他方で、市の財政についても予断を許さない状況にあると考えられる。保護者からは放課後児童クラブの運営事業者に厳しい声も届いており、市も状況を把握していると思われるが、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 当該補助金は市の一般財源であり、厳しい財政状況が示されるなかで予算増の余地はないものと判断してきたことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和8年3月に各放課後児童クラブ登録児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施し効果測定を行いました。 今後は効果測定の結果を踏まえ、財政支援の充実について市長会等を通じて国・県に要望してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	104 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金 ① 補助事業に関する効果測定の実施について 市は当該補助金の効果測定を実施していない。補助金を各放課後児童クラブへ交付しているのであれば、交付先への指導監督とともに、補助金の効果測定は定期的に実施すべきである。放課後児童クラブの会計事務に関していえば、法人であればほぼ全ての法人が会計及び決算事務を会計事務所等に委託している状況が想定され、実態は会計事務所等への顧問料の助成となっているものと推定される。市としては、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 当該事業は、子ども・子育て支援交付金を活用し、市実施要綱において財政的理由により、対象経費のシーリングが設定されており、増額の余地がないと判断してきたことが原因です。 なお、各補助金の申請書において、実際に事務を外務委託する内容か確認し、各クラブの負担が軽減されているもののみを補助対象としています 〔措置した内容と時期〕 令和8年6月に各放課後児童クラブを対象としたアンケート調査を実施し、補助事業の効果測定を行いました。 今後は、効果測定の結果を踏まえ、事業の評価及び改善に向けた検討資料として活用してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	106 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	放課後児童クラブ整備事業補助金 ① 補助事業に関する効果測定の実施について 現在、放課後児童クラブを運営する事業者は、保護者会、社会福祉法人及びNPO法人と多岐にわたるが、どの事業者も人手不足や支援員が高齢であるとの理由で継続が困難となっている。その中で比較的規模の大きな事業者が非公募委託で引き継いでいるが、その場合、前回事業者の施設に対して施設整備を行うケースが一定数発生することは見込まれるはずである。 そのようなニーズは把握しているかもしれないが、補助金の効果について測定していない状況では、今後どれくらいの補助が必要であるか、そもそも補助事業として継続すべきかの検討が不十分であると言わざるを得ない。今後は、連絡協議会において事業者の要望や当該補助金のニーズを把握するとともに、施設整備として補助事業が継続している旨の周知を徹底すること、そして補助事業の件数や効果を測定し書面として整理し、事業の有効性を都度検討することが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 本補助金は、放課後児童健全育成事業の新規実施や高学年児童の受入れ等に伴う児童数の増加等に対応するものであり、本市が実施する登録児童数調査やニーズ調査等により、補助対象事業者を選定しているものです。 よって、補助対象事業者の把握が可能であり、必要性を認める事業者に対象を限定していることから、個別に補助の案内・対応を行っていたものです。 〔措置した内容と時期〕 補助対象事業者については、現行の対応を継続といたしますが、補助額等が妥当であるか等の効果測定を実施していなかったことから、令和8年6月に、当該放課後児童クラブを対象としたアンケート調査を実施しました。 今後は、効果測定の結果を踏まえ、事業評価及び改善に向けた検討資料として活用してまいります。 なお、本市ホームページにおいて「福島市放課後児童クラブ施設整備に係る補助金交付基準」を公表し、補助要件の周知を図っております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども政策課
報告書ページ	112 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島型給食推進事業(補助) ① 実績内訳書について 補助事業者から提出された実績報告書の必要書類である実績内訳書について、給食数を計算した結果、不一致となっている場合があった。 実績内訳書の提出に当たっては、エクセルファイルによる定型フォームとなっているため、計算式ではなく給食数を実績に合わせて手入力することになる場合がある。提出を受けた際に計算上の数値を算定しメモ書きはしているが、計算上の数値と実績との差異は明確になっていることが望ましい。現行の定型フォームを変更せずに、計算上の年間給食数を算定し、実際の年間給食数を別途算定した結果について、差異理由を包括的に記載する方法も考えられる。何れにしても、何らかの改善が必要と考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 実績内訳書については、エクセルファイルが定型フォームのため、予定と実績に差異がある場合、実績に合わせて手入力し、メモ書きしておりました。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度の申請分から、計算上の年間給食数と実績との差異が明確になるよう定型フォームを修正いたしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月17日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども家庭課
報告書ページ	120 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービス業務委託 ① 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ 福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービスでは仕様書の別紙として、個人情報取扱特記事項を添付している。この個人情報取扱特記事項の第4条(3)に「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない」と記載があるが、監査人が担当部局に照会したところ、誓約書を受領していなかった。 今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律で入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書の受領を省略することができるのかの判断を各課に委ねるのか十分に検討すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 個人情報取扱特記事項の中で、誓約書の提出を求めていることについて認識していなかったため。 〔措置した内容と時期〕 個人情報取扱特記事項の記載内容については、令和7年2月14日付けで変更されています。第4条(1)に「受注者は、本件業務における業務従事者を必要な範囲に限定し、当該業務従事者に対して個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、個人情報に関する秘密保持につき必要かつ適切な監督を行わなければならない」との記載がされ、受注者から発注者に対する秘密保持等に関する誓約書の提出については、第4条(3)の削除により不要となりました。令和8年度は新たな個人情報取扱特記事項に従い、適正に対応しております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月2日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども家庭課
報告書ページ	125 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	ひとり親家庭自立支援事業 ① 事業実績の事後評価について 担当部署に対するヒアリングの結果、数値目標等は明示していないものの、講座終了後の支給申請時に資格取得状況や就業状況の報告のヒアリングを実施しているとのことであった。また、こども家庭庁の就業実績等調査の際に再度確認を行う場合もある。 その一方で、事業実績に事後評価として、可能であれば資格取得や技能習得の実績を把握し、支出の妥当性について事後的な評価を行うことが望ましいと考える		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 支給申請時やこども家庭庁の調査の際に、資格取得状況や就業状況の確認は行っておりましたが、事業全体の実績を把握し、事後的な評価を行うことに対する配慮が不足していたことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度より講座終了後の支給申請時に資格未取得である場合は、一定期間後に資格取得等の実績把握を行います。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月2日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども家庭課
報告書ページ	135 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託 ① 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ 福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託では仕様書の別紙として、個人情報取扱特記事項を添付している。この個人情報取扱特記事項の第4条(3)に「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない」と記載があるが、監査人が担当部局に照会したところ、誓約書を受領していなかった。 今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律で入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書の受領を省略することができるのかの判断を各課に委ねるのか十分に検討すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 個人情報取扱特記事項の中で、誓約書の提出を求めていることについて認識していなかったため。 〔措置した内容と時期〕 個人情報取扱特記事項の記載内容については、令和7年2月14日付けで変更されています。第4条(1)に「受注者は、本件業務における業務従事者を必要な範囲に限定し、当該業務従事者に対して個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、個人情報に関する秘密保持につき必要かつ適切な監督を行わなければならない」との記載がされ、受注者から発注者に対する秘密保持等に関する誓約書の提出については、第4条(3)の削除により不要となりました。令和8年度は新たな個人情報取扱特記事項に従い、適切に対応しております。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月2日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 こども家庭課
報告書ページ	136 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託 ② 終期の定めのない特命随意契約について 現在の受託者は令和元年から委託を開始し、その後は毎年ごとに特命随意契約を締結しており令和6年度で6年契約が継続している。 本件事業の特性を踏まえた上で、例えば、同一の受託者への連続する委託期間が5～10年程度経過した際にあらためて公募型プロポーザルを実施する等、受託者を定期的に見直す機会を設けることを検討する必要があると考えられる。		
現行の対応を継続する理由	今後、新規機能を追加導入するタイミング(アプリ導入から10年程度)で公募型プロポーザルを行うなど、アプリの見直しを検討します。委託開始時以降、母子保健分野のアプリを扱う事業者も出てきているため、積極的に他社の情報収集を行っていきます。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月24日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保企画課
報告書ページ	176 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	福島市病児保育事業業務委託 ① 利用者数について 事業を委託している2施設間で利用者数に偏りが見られる。他にも施設間では相違が見られ、どの相違点が利用率の偏りの要因となっているかについては更なる分析が必要である。また、各施設への交付金額を総利用人数で除した場合の利用者1人当たりの交付金額は、A施設が496千円/人、B施設が38千円/人となっており、予算の効率性や有効性の観点で課題と言える。事業開始初年度であった当年度の結果や翌年度の結果を踏まえた原因分析が必要であり、A施設の利用者数の推移によっては対象施設の見直しも含めた再検討が必要と考える。		
現行の対応を継続する理由	事業を委託している施設の一方は小児科併設で、オンラインで病児病後児保育の予約をした後、病気診察から病児保育まで一連の流れで利用できる施設で、もう一方は保育施設内のため、電話予約後かかりつけの小児科で病気診察を受けさらに医師の診療情報提供書の発行がないと病児保育を利用できないなど、利用するための手間に大きな違いがあります。その結果利用者数に大きく差があるものと分析しており、単純に比較すべきものではないと捉えています。また、A施設については、令和6年度利用者数17名が令和7年度44名と増加しているほか、現在も「ほけんだより」の発行や近隣商業施設に病児保育案内チラシを掲示するなど広報活動にも力を入れており、多様な保育ニーズに対応するためにも実施施設の確保は重要であることから、現行施設での継続実施が適当であると考えます。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月8日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保企画課
報告書ページ	181 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	待機児童解消促進事業費 ① 待機児童対策事業について 潜在的待機児童数(入所保留児童数)は、減少傾向にあるものの5年以上100人以上が継続的に存在している。今後は、実務的にも政策的にも該当保護者のニーズを拾い、そのニーズが現在行われている待機児童解消促進事業の内容と合致しているのかを重視し、必要に応じて事業に修正を加え、潜在的待機児童数の減少を図っていくことが望まれる。 また、令和6年度、市では待機児童解消促進事業費として、当初予算額307百万円が計上されている(「令和6年度 予算の概要 ～個別事業集」より)が、各事業を確認すると、当初予算額と決算額と差額(予算残額)がここ数年多く、実績が減少傾向にある事業もある。各事業の費用対効果についても改めて分析した上で、前述の潜在的待機児童数の問題、今後の子育て環境の変化、少子化の影響等を考慮し、各事業予算配分を柔軟に変更した上で対処していくことが望まれる。		
現行の対応を継続する理由	5年連続で待機児童数ゼロを達成するとともに、潜在的待機児童(入所保留児童数)も毎年減少傾向にあることから、待機児童対策事業の効果が表れているものと判断しております。 事業開始から数年が経過していることから、市民ニーズの把握にも努めてまいりますが、待機児童対策事業は、報告書記載の事業のほか、こども未来部の他課でも実施しており、執行実績や費用対効果を検証のうえ、効果的な配分となるよう、こども未来部内で調整していることから、現行の対応を継続することとします。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月2日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保企画課
報告書ページ	195 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	UIJターン保育士等就労支援補助金 ① 補助金の効果測定について 補助金の効果測定に関して、ここ数年の申請者について、市では交付した後の確認はされていないようであった。 福島市UIJターン保育士等就労支援補助金は、就労支援の一環で活用されるだけでなく、待機児童解消事業として保育人材が長期的に確保されることが本来の目的であり、そのための補助金の効果測定として、例えばUIJ別に就労の継続(定着率)の確認や、申請者からアンケート等により福島での就労意欲等を確認することが有用である。就職者数・定着率・満足度を把握することで、待機児童解消事業の一つとして、また市全体としてUIJターン施策の課題を把握できる体制を整備することが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 県外保育士の市内保育施設等への就労に注力した反面、就労後の定着率や就労意欲を確認する仕組みへの配慮が不足していたことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 当該補助金の利用が少なく県において同様の事業を実施していることから、令和7年度をもって事業を廃止しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月24日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保企画課
報告書ページ	205 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	私立幼稚園教育振興補助金 ① 補助金交付先からの資料の徴求について 市内の私立幼稚園に対する補助金は、「福島市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱」により、補助対象者が福島市私立幼稚園協会(以下「協会」という。)となっていることから、一旦、協会に交付され、そこから各施設に配分されおり、市からみれば、各施設に対しては間接補助の形態となっている。市は、協会から各施設に配分したという実績報告書と収支決算書を入手しているが、協会は各施設からの実績報告書や資金収支計算書等は入手していない。 市としては、間接補助の形態を採ってはいるが、市の資金が流れているのであるから、協会に各施設から資料を徴求し検証することを指導し、その後、市としてもそのチェックをした上で、事業を完了することが必要であるとする。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 私立幼稚園協会に補助したものであるため交付要綱に従い協会からの実績報告書の確認のみでよいと認識していました。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度実績報告書の添付書類として、各施設の決算書もあわせて提出するよう交付決定時に通知しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年5月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保企画課
報告書ページ	207 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務委託 ① 予定価格の設定について 見積合せの実施に先立ち、発注予定業者から参考見積書を徴取して積算内訳書を作成しているようであるが、項目・数量・単価が完全に一致している。これにより予定価格も設計されており、設計金額が完全に一致している状況である。 予定価格が参考見積と同額であり、発注者による査定・検証の痕跡が確認できないため、見積内訳の査定、単価・工数の妥当性確認や過年度及び類似契約比較等の検証結果を記録として整備し、予定価格決定の妥当性の根拠を備えることが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 委託業務が特殊性・専門性の高い業務内容であるため、幼保企画課で設計することが困難であるため。 〔措置した内容と時期〕 積算内訳作成時には、情報企画課に精査を依頼し、数量や単価の適正性を確認することで、専門性の高い業務内容にも対応できるよう調整した。 また、令和8年4月より査定や検証過程を記録として整備することとした。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年5月19日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保企画課
報告書ページ	208 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務委託 ② 落札率について 上記①で記載したとおり、参考見積書から積算内訳書、予定価格が全て同額となっており、本契約は落札率100%である。 本件は随意契約であり、契約額が予定価格と同額(落札率100%)となっている。専門性が高い業務で参考見積を用いること自体は合理性がある一方、予定価格の検討過程が明示されていない場合には、発注者側の査定が機能していない疑念が生じるリスクがある。発注者側における参考見積の内訳精査、単価の根拠、過年度・類似契約の比較、交渉経過等を示す記録を整備し、説明可能性を確保することが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 委託業務が特殊性・専門性の高い業務内容であるため、幼保企画課では設計することが困難であるため。 〔措置した内容と時期〕 積算内訳作成時には、情報企画課に査定を依頼し、数量や単価の適正性を確認することで、専門性の高い業務内容にも対応できるよう調整した。 また、令和8年4月より査定や検証過程を記録として整備することとした。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月1日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保企画課
報告書ページ	214 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	指導監査 ① 施設監査と確認監査の連携について こども未来部幼保企画課幼保給付係が実施する確認監査は、健康福祉部福祉監査課が実施する施設監査に帯同する形式で実施しており、両部署の連携は図られている。しかしながら、私立幼稚園の施設監査については福島県が実施しており、同施設に対する確認監査との連携は図られていないとのことである。 「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」においても、施設監査を行う都道府県等と確認監査を行う市町村との間で、監査の時期、内容及び結果等の情報を相互に共有し、地方公共団体間の連携を図ることが求められていることから、私立幼稚園の確認監査についても県と連携を図る必要がある。		
現行の対応を継続する理由	ご意見いただいたことについて福島県私学法人課に確認したところ、現時点において、市町村との定例的な連携体制や合同監査等は実施しておらず、今後も新たな連携体制を構築する予定もないとの回答を受け、現行の対応を継続することとします。 しかしながら、事案内容により県と連携し指導対応等を行った事例が過去にあるほか、子ども子育て支援新制度移行等に関する情報共有は適宜行われており、今後も必要に応じて個別事案ごとの連携について図ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月1日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保企画課
報告書ページ	215 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	指導監査 ② 児童福祉施設の施設監査の監査実施体制について 健康福祉部福祉監査課では、令和6年度に82箇所の児童福祉施設を対象とした施設監査を実施している。一方、確認監査は、こども未来部幼保企画課が担当しており、同一の児童福祉施設を対象とする監査にも拘らず、所管が分かれている状況にある。 児童福祉施設の施設監査は、子ども・子育て支援制度の中核を担う児童福祉施設における設置基準の遵守状況等を確認する重要なものであり、その果たす役割は極めて大きい。施設監査の実効性及び効率性を確保するためには、例えば、施設監査を所管する部署の見直しなど、監査実施体制の整備を検討することが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	健康福祉部福祉監査課は児童施設における設置基準遵守状況の確認や管理体制に関する専門的な視点を持つ一方、こども未来部幼保企画課は幼保運営の給付に関する具体的な内容等の理解に特化しています。これにより、児童福祉施設に関して様々な角度から監査を実施することが可能と考えられます。 各施設が所管部署の特性に応じた監査対応を行うことは、施設にとっても具体的な改善を図る機会を提供するものであることから、現行の対応を継続することとします。 なお、年度末には福祉監査課、幼保支援課、幼保企画課の3課で合同の打ち合わせ会を開催し、監査結果について総括及び課題整理を行い、次年度に向けた改善方策について協議しているところですが、今回のご意見を踏まえ、3年に1度行っている施設型給付等の確認監査について、福祉監査課による文書措置のあった施設に対しては、翌年度も確認監査を行うなど、監査連携の強化を図ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	225 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-御山保育所 ① 庶務事務システムへの入力について 当園では、複数のパソコンはあるものの、庶務事務システムに入力可能なパソコンは限定され、また、シフト勤務の職員も多い園では、施設長が職員の勤怠状況を遺漏なく把握する意味もあり、現在の運用となっていることである。 庶務事務システムが導入された目的は、勤怠管理を効率化し、各自がより本来の業務に時間を振り向け、もって本来の業務の質の向上を図ることにあるものと考えます。当園でも施設長が代理入力することで日々一定の時間がとられ、その時間を職員や園児のケアに振り向けられれば、より一層の保育の質の向上に資するものと考えます。また、職員の勤怠状況の把握も庶務事務システム上でも行うことは可能と考えます。 したがって、幼保支援課として、まずは、各園の運用実態を把握・検討し、入力可能なパソコンを整備した上で、方向性としては、各園においても、本庁と同様の運用を行うことが望まれる。		
現行の対応を継続する理由	施設長用と各クラス用としてそれぞれパソコンを配置しており、全ての端末で庶務事務システムの運用が可能であることを確認しました。現状以上のパソコン配置は、導入コストや執務スペースが狭隘であること等を鑑み困難です。幼保支援課としては、各クラスのパソコンによる本人申請を促し、施設長の事務負担軽減と庶務事務システム導入の本来の目的達成に努めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	226 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-御山保育所 ② 物品の納品検収について 今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	施設では、保育士は各クラスで保育に従事するため、事務室等で業者対応できる職員は限られている状況です。また物品納品検収については、市での統一された契約行為手順に沿った対応を順守しているため、引き続き現状での対応を継続することとし、納品検収の推奨手順(発注と納品確認者を別にすることが望ましいこと)の周知も図ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	226 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-御山保育所 ③ 定員数について 園児数は定員120名に対し現在92名が在籍しており、定員数に対して約7割となっている。定員は4・5歳児クラスで30名設定ではあるが、3歳児クラスは20名設定のため、現状の低年齢より保育所等に預ける子育て環境を踏まえると、過去の条例のままの定員数にはなりにくい。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているように見えてしまっている。 市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、市立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。		
現行の対応を継続する理由	現在、市立幼児教育・保育施設については統廃合による再編を進めている状況にありますが、市立幼稚園においては入園希望児童数の減少加速により再編時期も早まっている状況にあり、市立保育施設についても受入人数についての見極めが難しい状況にあります。 こうした状況を踏まえ、定員数の条例改正については、次期再編計画の策定にあわせて検討することとし、現在の定員数を継続することとします。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	230 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ① 庶務事務システムへの入力について 当園では、複数のパソコンはあるものの、庶務事務システムに入力可能なパソコンは限定されていること、また、シフト勤務の職員も多い園では、施設長が職員の勤怠状況を遺漏なく把握する意味もあり、現在の運用となっているとのことである。 庶務事務システムが導入された目的は、勤怠管理を効率化し、各自がより本来の業務に時間を振り向け、もって本来の業務の質の向上を図ることにあるものと考ええる。当園でも施設長が代理入力することで日々一定の時間がとられ、その時間を職員や園児のケアに振り向けられれば、より一層の保育の質の向上に資するものと考ええる。また、職員の勤怠状況の把握も庶務事務システム上でも行うことは可能と考える。 したがって、幼保支援課として、まずは、各園の運用実態を把握・検討し、入力可能なパソコンを整備した上で、方向性としては、各園においても、本庁と同様の運用を行うことが望まれる。		
現行の対応を継続する理由	施設長用と各クラス用としてそれぞれパソコンを配置しており、全ての端末で庶務事務システムの運用が可能であることを確認しました。現状以上のパソコン配置は、導入コストや執務スペースが狭隘であること等を鑑み困難です。幼保支援課としては、各クラスのパソコンによる本人申請を促し、施設長の事務負担軽減と庶務事務システム導入の本来の目的達成に努めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	231 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ② 安全点検について 園では消防訓練に合わせて安全点検を実施している。安全点検は職員で実施し、「安全点検実施記録」に記録を行っている。「安全点検実施記録」を確認したところ、安全点検は職員1名で実施していることが分かった。点検の実効性と信頼性を高めるため、2名以上で点検することが望ましい。複数人で点検することで、1人では「異常なし」と判断しても、別の職員が危険に気づく場合もありお互いの確認作業を補い合えるだけでなく、安全意識や点検のノウハウも職員間で共有され、組織としての安全文化の醸成にも有用である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 「安全点検実施記録」に基づき、職員1名で点検を実施していたため。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度より、安全点検を実施する際には、複数の職員で実施することとし、確認作業の補完やノウハウ共有を行い、安全に施設を管理できる体制の強化を図りました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	232 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ⑤ 出納管理について 教材費は保護者より月300/人を預かっており、クラス毎の通帳に預け入れ、教材費購入の都度預金より引き出しを行っている。教材費の出納管理のためクラス担当職員が出納簿を記入しているが、出納簿と通帳残高の一致の確認は年度末のみであった。年度末の残高確認は教材費残高が0円になっていることの確認が中心であった。 預け入れや出金の都度、及び月次で出納簿と通帳残高と一致を確認する体制を構築すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教材費は保護者より月300円/人を預かっておりますが、出納簿と通帳残高の一致の確認が年度末のみであったことは、複数人による確認体制が十分に機能しておらず、各クラス担任に一任していたことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度より、毎月複数名で通帳と出納簿の一致を確認することで、通帳への入金漏れや出納簿への記入漏れを防ぎ、公金に準じた適切な管理体制の構築を図りました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	232 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ⑥ 出納簿収入欄について 教材費出納簿の収入欄について確認したところ、保護者全員から納入された場合のあるべき収入金額のみが記載されているクラスがあった。現金収納した日に収納した金額を記入しなければならない。さらに、金融機関への預金預け入れにより預金利息が発生しこれも収入となるが、出納簿収入欄に記載されていないクラスが発見された。これは通帳を確認していないことが要因である。出納簿の意義を今一度認識し、管理のため事実に沿った記載を行う必要がある。		
講じた措置の内容	[当該事項が発生した原因] 保護者全員から納入金額が集まったのちに手続きを行っていたことは、教材費についても公金に準じて扱わなければならないといった、担当者の認識不足及び施設内での確認不足によるものです。 [措置した内容と時期] 令和8年度より、教材費の現金出納があった際には都度出納簿に記入及び銀行への入金を行い、毎月複数名で通帳と出納簿の一致を確認することで、公金に準じた適切な管理体制の構築を図りました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	233 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ⑦ 教材費の預金利息について クラス毎の教材費出納簿を確認したところ、一部クラスの出納簿において利息収入が記載されず、その後の出金額にも利息収入が含まれないまま、年度末残高は0円となっていた。しかし、通帳では利息分を含めて出金されており、同様に年度末残高は0円となっており出納簿と通帳の整合性が確認できず、利息分の通帳出金額の所在が不明であった。利息とはいえ保護者からの預かり金であり、不明金が発生したことは非常に重大な問題である。このような事態が起こらないよう、出納管理体制の見直しが必要である。		
講じた措置の内容	[当該事項が発生した原因] 預金利息について不明金が発生したことは、複数人による確認体制が十分に機能しておらず、各クラス担任に一任していたこと及び、教材費についても公金に準じて扱わなければならないといった、担当者の認識不足によるものです。 [措置した内容と時期] 令和8年度より、毎月複数名で通帳と出納簿の一致を確認するとともに、年度末に決算報告書を作成する際に「利息」をチェック項目の一つに位置づけて、不明金発生防止を図りました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	233 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ⑧ 現金の保管について 現金収納が行われた際には、盗難・紛失の防止のためにも速やかに金融機関へ預け入れすべきであるが、事務の効率性も踏まえ、ある程度現金が集金されてから預け入れを行う場合がある。現状では、金庫保管期間について園内で明確なルールはなく、事務の効率性も重要ではあるが、現金の性質を踏まえ、園内で保管管理ルールを明確にした上で、現金については速やかに預け入れすることが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教材費の現金出納管理について、速やかに金融機関へ預け入れを行っていなかったのは、担当者の認識不足によるものです。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度より、現金出納が行われた際には、公金に準じ、金融機関の翌営業日までに預け入れを行うよう周知・徹底し、適切な管理体制の構築を図りました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	233 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ⑨ 教材費等の購入申請・購入物確認について 教材費の購入については、クラス担当の職員が購入しており、園長が事後的に出納帳と証憑を確認しており、特に事前の承認や購入物の確認は行われていない。事前申請、購入物の確認についてルールを定め、組織体制を強化することが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教材費を使用して教材等を購入する際に事前確認をせず事後的な確認を行っていたことは、教材費についても公金に準じて扱わなければならないといった、担当者の認識不足及び施設内での確認不足によるものです。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度より、教材等を購入するにはその必要性も含め、事前の購入申請・購入確認をすることを周知・徹底し、組織体制強化を図りました。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	233 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ⑩ 物品の納品検収について 今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	施設では、保育士及び教諭は各クラスで保育に従事するため、事務室等で業者対応できる職員は限られている状況です。また物品納品検収については、市での統一された契約行為手順に沿った対応は順守していますので、引き続き現状での対応を継続することとします。なお、納品検収の推奨手順(発注と納品確認者を別にすることが望ましいこと)の周知も図ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	234 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-中央認定こども園(春日園舎) ⑪ 定員数について 園児数は定員195名に対し現在139名が在籍しており、定員数に対して約7割となっている。2号・3号認定については定員数になっているが、1号認定が定員数に大幅に達していない現状である。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているよう見えてしまっている。 市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、公立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。		
現行の対応を継続する理由	現在、市立幼児教育・保育施設については統廃合による再編を進めている状況にありますが、市立幼稚園においては入園希望児童数の減少加速により再編時期も早まっている状況にあり、市立保育施設についても受入人数についての見極めが難しい状況にあります。 こうした状況を踏まえ、定員数の条例改正については、次期再編計画の策定にあわせて検討することとし、現在の定員数を継続することとします。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	242 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-清水幼稚園 ⑤ 備品管理シールの貼り付けについて 監査時の備品の現物確認において、備品管理シールが貼り付けられていない備品が数件発見されたが、担当者に確認したところ、備品の使用状況によりシール貼り付け不能と判断した備品(例えば屋外で使用する備品や水を使用する備品等)については、該当する備品管理シールを別途ファイルで保管していたようである。 備品の使用状況からどうしても貼り付け不能なものが存在する場合であっても、担当者個人の判断に委ねられることなく、市としてどのようなケースが貼り付けられない判断になるのか、貼り付けない場合にどのように管理・対応すべきか一定の統一した共通のルールのもとに判断・管理ができる体制を構築することが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	今回備品管理シールが貼りつけられていない備品については、福島市財務規則第244条(備品には、標識を付さなければならない。ただし、性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。)に基づき、ファイルに貼り付けて対応していたものです。 シールの貼付可否については、本体に貼付できないもの、箱には貼付できるもの、箱にも貼付できないものなど、用途や使用方法によって異なり様々なケースが想定され、共通したルールの設定が難しいため、今後も個別柔軟に対応してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	243 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	公立幼児教育施設の現地視察-清水幼稚園 ⑦ 現金の保管について 現金収納が行われた際には、盗難・紛失の防止のためにも速やかに金融機関へ預け入れをするべきであるが、事務の効率性も踏まえ、ある程度現金が集金されてから預け入れを行う場合がある。現状では、金庫保管期間について園内で明確なルールはなく、事務の効率性も重要ではあるが、現金の性質を踏まえ、園内で保管管理ルールを明確にした上で、現金については速やかに預け入れすることが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教材費の現金出納管理について、速やかに金融機関へ預け入れを行っていなかったのは、担当者の認識不足によるものです。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度より、現金出納が行われた際には、公金に準じ、金融機関の翌営業日までに預け入れを行うよう周知・徹底し、適切な管理体制の構築を図りました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	244 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	公立幼児教育施設の現地視察-清水幼稚園 ⑧ 教材費等の購入申請・購入物確認について 教材費等の購入については、クラス担当の職員が必要なものを立替えて購入する場合があります、事後的に園長・主任で出納帳と証憑を確認している。事前申請、購入物の確認についてルールを定め、組織体制を強化することが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教材費を使用して教材等を購入する際に事前確認をせず事後的な確認を行っていたことは、教材費についても公金に準じて扱わなければならないといった、担当者の認識不足及び施設内での確認不足によるものです。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度より、教材等を購入する際にはその必要性も含め、事前の購入申請・購入確認をすることを周知・徹底し、組織体制強化を図りました。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	244 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-清水幼稚園 ⑨ 物品の納品検収について 今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	施設では、教諭は各クラスで保育に従事するため、事務室等で業者対応できる職員は限られている状況です。また物品納品検収については、市での統一された契約行為手順に沿った対応を順守しているため、引き続き現状での対応を継続することとし、納品検収の推奨手順(発注と納品確認者を別にすることが望ましいこと)の周知を図ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和8年6月30日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	244 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公立幼児教育施設の現地視察-清水幼稚園 ⑩ 定員数について 園児数は定員60名に対し現在31名が在籍しており、定員数に対して約半分となっている。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているよう見えてしまっている。 市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、公立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。		
現行の対応を継続する理由	現在、市立幼児教育・保育施設については統廃合による再編を進めている状況にありますが、市立幼稚園においては入園希望児童数の減少加速により再編時期も早まっている状況にあり、市立保育施設についても受入人数についての見極めが難しい状況にあります。 こうした状況を踏まえ、定員数の条例改正については、次期再編計画の策定にあわせて検討することとし、現在の定員数を継続することとします。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月18日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	252 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	福島型給食推進事業費 ③ 補助対象施設の周知について 未就学児に関する福島型給食推進事業については、保育施設等を利用する児童保護者への周知に関し、下記のとおり子育て支援ガイドブックに記載しており、監査対象年度である令和6年度までにホームページ等での周知は行われていない。 現在、市では対象施設の情報開示に向けてホームページを作成中とのことであるが、開示される情報は前年度の補助対象施設であることが想定される。しかし、地産地消要件があるが故、前年度の補助対象施設が必ずしも継続して当年度も補助対象になるかについて確定できず、入園・進級の時期を考慮すると当年度申請の情報は開示不能であることから、開示情報として有用性に欠ける面がありあくまで参考情報の開示に過ぎない。情報開示にあたっては、利用者の目線での情報の開示となるよう検討していく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 事業内容について、子育てガイドブック等への掲載はしていましたが、ホームページにおいて事業内容の詳細を周知していなかったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度にホームページを作成し、事業内容の詳細に加え、直近の補助対象施設一覧を掲載しました。 今後も利用者の目線に立った周知に努めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月18日現在

監査実施年度	令和7年度	対象部局等	こども未来部 幼保支援課
報告書ページ	259 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市特色ある幼児教育・保育推進事業費補助 ① 補助事業の効果測定について 特色ある幼児教育・保育推進事業の目指すところは「子ども・子育て新ステージ2020推進事業」(令和2年3月公表)に記載されているように、豊かな創造性や感性を育む教育を推進する幼児教育・保育施設を支援し、子どもたち一人ひとりが持つ能力を伸ばすことにある。選定される各園は当該事業を継続している園が非常に多く、前年度の事業実施に対する改善事項が存在する場合、市としても改善事項について報告を受け共有することで、より質の高い幼児教育・保育が実践され、子どもたち一人ひとりが持つ能力を伸ばすことに繋がっていくと考える。継続事業において事業実施に対する改善事項が存在する場合、次年度計画に改善策が反映されているかについて選定の際に確認すること等も事業目的達成のためより効果的であると考えます。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 事業募集の段階で、前年度の取組内容の報告については申請者側の任意とし、前年度の改善事項について報告を求めていなかったことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和8年度の事業募集から、「昨年度までの成果・改善点」及び「成果や改善点を踏まえ改善・発展させる内容」の報告を必須とし、前年度の改善点を選定の際に確認することとしました。		